

社会福祉法人藤崎台童園事務委任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園定款第26条に規定する理事長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定め、事務処理の合理化、効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁

理事長、又は理事長の権限に属する事務の委任を受けた常務理事又は施設長が、その権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。

(2) 専決

常務理事又は施設長（以下「専決者」という。）が、あらかじめ定められた範囲の事務について、常時理事長に代わって決裁することをいう。

(3) 代決

理事長又は常務理事に事故あるとき、又は不在のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。

(専決)

第3条 理事長は、理事長の権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を常務理事又は施設長に委任することができる。

(専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、理事長の決裁を受けなければならない。

(1) 特に重要であると認められるとき

(2) 異例に属し、又は将来重要な先例になると認められるとき

(3) 疑義があり、又は現に紛議が生じ、もしくは将来その原因となる恐れがあると認められるとき

(4) その他、理事長が承知しておく必要があると認められるとき

(専決後の報告)

第5条 専決者は、必要があると認めるときは、専決した事項について、その内容を理事長に報告しなければならない。

(代決)

第6条 理事長に事故あるとき、又は不在のときは、常務理事が代決することができる。また、常務理事に事故あるとき、又は不在のときは、施設長が代決することができる。

2 代決は、緊急を要する事項、又はあらかじめ上司から指示を受けた事項に限るものとし、濫用してはならない。

(代決後の報告)

第7条 代決を行った者は、代決した事項について、代決後速やかに上司に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

理事長専決規程 第2条	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第1号	施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免		
第2号		職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事（時間外勤務、休暇の承認を除く）	時間外勤務、休暇の承認に関する事
第3号		債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利と認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に多大の影響を与えるものを除く）	
第4号		設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの	
第5号		契約の種類に応じ、予定価格が次の範囲の契約 ア 工事又は製造の請負の契約 250万以下の契約 イ 食料品・物品等の買入れの契約 160万円以下の契約 ウ その他の契約 100万円以下の契約	
第6号		基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分	
第7号		損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却及び廃棄	

理事長専決規程 第2条	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第8号		予算の流用及び予算上の予備費の支出	
第9号		施設長専決事項を除く予算の範囲内での収入及び支出	施設拠点区分における予算の範囲内での1件100万円以下の収入及び支出
第10号			入所者・利用者の日常の処遇に関する事
第11号			入所者の預り金及び児童手当その他の給付金並びに小遣い銭の日常の管理に関する事
第12号		本部拠点区分への寄附金の受入れに関する決定	施設拠点区分への寄附金の受入れに関する決定
第13号		施設の第三者評価に関する事	施設の自己評価に関する事
第14号		規程に基づく職員給与及び役員報酬等の支給に関する事	
第15号		職員の募集、採用並びに雇用契約の更新等に関する事	
第16号		職員の退職及び退職手当に関する事	
第17号		役職員の表彰に関する事	
第18号		施設長を含む役員の旅費及び出張命令・復命に関する事	施設長以外の職員の旅費及び出張命令・復命に関する事
第19号		施設長の服務に関する事	施設長以外の職員の服務に関する事
第20号		職員の育児休業、介護休業、産前産後休業、労務災害に関する事	
第21号		保険事故に係る保険金の請求、損害賠償、示談等に関する事	

理事長専決規程 第2条	理事長決裁事項	常務理事専決事項	施設長専決事項
第22号		社会保険、退職共済等の資格の取得、喪失、変更等の手続きに関する事	
第23号		措置費、補助金・交付金等の申請、請求、実績報告等に関する事	
第24号		官公署等への重要な申請、届出、報告、照会、回答に関する事	官公署等への軽易な申請、届出、報告、照会、回答に関する事
第25号		監督官庁の指導及び監査に関する事	
第26号		情報公開及び広報に関する事	
第27号			職員研修に関する事
第28号			実習生、ボランティアの受入れに関する事
第29号		苦情解決に関する事	
第30号		施設の危機管理に関する事	施設の防災・避難訓練、防犯訓練等に関する事
第31号			公用車の管理に関する事
第32号			施設設備の安全衛生管理及び感染症防止対策に関する事
第33号		会計月次報告及び決算見込み等に関する事	
第34号		災害復旧等の緊急やむを得ない理由による工事の実施、物品の購入等に関する事	